

令和6年12月2日以降の保険証からマイナ保険証への 制度移行について※簡易イメージ

※マイナ保険証とは、保険証の利用登録をしたマイナンバーカードです。

西之表市の国民健康保険の場合
紙の保険証・資格確認書の有効期限は、
8月1日から翌年7月31日までです。

医療機関等
受診方法

R6.8.1
紙の保険証
の一斉更新

R6.12.2
紙の保険証廃止
新規発行の不可

R7.7.31
紙の保険証の
有効期限

R7.12.1
紙の保険証の
経過措置終了

◎経過措置期間として、
R6.12.1までに発行された
有効な紙の保険証は、
R7.12.1までの間に設定された
有効期限まで使用できます。

マイナ
保険証を
お持ちの方

紙の保険証

マイナ保険証

R7.7.31まで
紙の保険証とマイナ保険証の
どちらも利用することができます。
※転居、証の紛失時等からマイナ
保険証のみの利用となります。

R7.8.1以降は、
マイナ保険証を利用します。

マイナ
保険証を
お持ちでない方

紙の保険証

R7.7.31まで
紙の保険証を利用します。
※転居、証の紛失時等から資
格確認書を交付します。

R7.8.1 資格確認書の一斉更新

資格確認書

R7.8.1以降は、
資格確認書を利用します。
※R7.7月中に該当者へ郵送します。